

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 23 年 3 月 9 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 3 時 4 4 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、井川副委員長、秋元・成田（祐）・佐藤・山口・古沢各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「平成23年度臨時市道整備事業について」

○（建設）建設事業課長

平成23年度臨時市道整備事業につきまして説明いたします。

予算につきましては、今年度の4億円から5,350万円増額し、4億5,350万円を計上しており、そのうち1億円が債務負担分としまして3月中に、また、学校再編関連を含む3億5,350万円が通常分として4月以降に発注予定であります。

お手元に配付しました資料の表紙の裏にあります一覧表をごらんください。

整備事業の内容でございますが、老朽化が著しい路線、小・中学校周辺の通学路、舗装や側溝の未整備区間などについて、整備の緊急性、事業の効果などを総合的に判断して40路線を選定したものであります。

40路線の内訳としましては、種別に示すように、18路線が道路改良、16路線が側溝改良、1路線が舗装改良、学校再編関連がナンバー36から40までの5路線となっております。

図面の見方についてであります。7ページと8ページを例に説明いたしますので、ごらんください。

まず、7ページの市道塩谷線につきましては、ゼロ市債により債務負担として舗装改良工事を発注し、また、8ページの市道豊川第4線と市道清水第1線は通常分として道路改良工事を予定しており、工事の内容として標準断面図を添付してございます。

いずれも実線が平成23年度工事予定区間となっており、四角の点線が過年度施工済みの区間で、丸印の点線が24年度以降の計画となっております。

なお、計画路線につきましては、今後、詳細な調査等により延長や内容等が変更となる可能性もあり、弾力的な執行をしてみたいと考えております。

○委員長

「満寿美湯の廃止に伴う送迎について」

○（建設）白川主幹

満寿美湯の廃止に伴う送迎について報告いたします。

前回の当委員会において、今年度末で満寿美湯の営業を終了すること、また、その代替措置として、近傍の銭湯まで送迎することなどについて報告いたしました。送迎先につきましては、当初、長橋の都湯としておりましたが、都湯も今年度で廃業することとなったため、公衆浴場商業協同組合と再度相談し、オタモイ地区から近いこと、送迎車が待機できる駐車場があることなどにより、錦町にある玉の湯に変更することといたしました。送迎車の運行についてですが、満寿美湯の利用実態調査などから、オタモイ発を午後2時と午後4時の1日2往復、火曜日、木曜日、日曜日の週3回としたいと考え、このことについて、2月25日に送迎対象者を対象に説明会を開催し、理解を得たところです。

今月末には送迎車の利用方法などの最終確認のための説明会を開催し、4月上旬には送迎車の運行を開始する予定であります。

○委員長

「平成23年第1回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

○（水道）総務課長

本年 2 月 4 日に開催されました平成 23 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会の内容について報告いたします。

当該定例会において 4 議案が提出されましたので、資料に基づき、順に説明いたします。

最初に、議案第 1 号専決処分承認の件（企業長の給与等に関する条例の一部改正）についてですが、これは、国、北海道等において、平成 22 年 12 月支給の期末手当を減ずる旨の給与改定が行われましたので、これに準じ、企業長の期末手当について同様の措置を講ずるため、支給基準日であります平成 22 年 12 月 1 日の前に条例改正を行う必要がありました。このため、専決処分により、条例に定められている 12 月分期末手当の支給割合、100 分の 165 を読替規定により 100 分の 150 に引き下げる条例改正を行いましたので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 2 号企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、これは、国、北海道等において、昨年の人事院勧告などに基づき、6 月及び 12 月に支給する期末手当の支給割合を減ずる旨の給与改定が行われましたので、企業団としても企業長の期末手当について同様の措置を講ずる必要があり、条例に定められている支給割合を、6 月分については 100 分の 145 から 100 分の 140 に、12 月分については 100 分の 165 を 100 分の 155 にそれぞれ引き下げるため、本条例の改正を行うものであります。

なお、条例の施行は平成 23 年 4 月 1 日からであります。

次に、議案第 3 号職員定数条例の一部を改正する条例案についてですが、これは、平成 25 年度の用水供給開始に向けて、23 年度より送水管の通水作業が本格化し、また、24 年度からの浄水場試運転に向けての準備等が必要なことから、23 年度において職員を 2 名増員することとするため、職員定数を 15 人から 17 人と改めようとするものであります。

なお、条例の施行は平成 23 年 4 月 1 日からであります。

次に、議案第 4 号平成 23 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算についてですが、2 ページをごらんください。

初めに、23 年度の事業内訳についてであります。

第 2 条の「業務の予定量」に記載しておりますが、水道水源開発施設整備事業については、引き続き北海道が行っている当別ダムの建設費の一部を負担するものであります。

また、水道広域化施設整備事業については、第 1 期浄水処理施設新設工事と排水処理新設工事をそれぞれ継続工事として行うほか、新たな工事として天日乾燥床新設工事を行い、また、導・送水管については 1,032 メートルの布設を行う予定であります。

これらの事業を行うために、第 3 条に記載しているように、資本的収入として 79 億 631 万 9,000 円を計上しており、その内訳は、企業債 27 億 80 万円、出資金 22 億 9,173 万 2,000 円、補助金、国庫補助金ですが、26 億 497 万 7,000 円、負担金、構成団体負担金ですが、1 億 835 万 5,000 円、その他資本的収入 2 億 45 万 5,000 円としております。

また、資本的支出として、77 億 586 万 6,000 円を計上し、その内訳については、建設改良費 73 億 8,547 万 7,000 円、企業債償還金 3 億 2,038 万 9,000 円としております。

次に、3 ページの第 4 条、「継続費」ですが、23 年度分の継続費の額が 69 億 8,328 万 5,000 円となることから、年割額を変更するものであります。

なお、23 年度の変更前との差額、20 億 5,128 万 5,000 円については、最終年度の 24 年度で調整しております。

次に、第 5 条、「企業債」ですが、起債の目的などについて定めているものであり、資本的収入で説明した企業債の額 27 億 80 万円を限度額としているものであります。

次に、4 ページの第 6 条の「一時借入金」ですが、30 億円を限度として定めているものです。

最後に、第 7 条の「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」ですが、職員給与費については、1

億7,232万8,000円を計上し、交際費については、23年度は予算措置を行っておりませんで、計上額をゼロ円としております。

以上、4議案を説明しましたが、議案第1号については承認、議案第2号から第4号については原案どおり可決されました。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第34号及び第35号について」

○（建設）用地管理課長

議案第34号市道路線の認定について説明いたします。

配付しております資料の一覧表をごらんください。今回、議案として提出しましたのは5路線です。図面に沿って、順次、説明いたします。

図面番号1に記載しております奥沢3丁目第4通線は、開発行為によって小樽市に帰属された道路で、それに伴う市道認定であります。

次のページの図面番号2に記載してあります潮見台川沿分線と図面番号3に記載しております朝里北17号第3小路線は住民からの寄附地で、また、同じく図面番号3に記載しております朝里公園前通線は市営住宅の跡地で、それぞれ管理道路として今まで維持・管理しておりましたが、市道認定に必要な資料が整ったため、今回、市道認定するものであります。

次に、図面番号4に記載しております新光5丁目第9線は、開発行為によって小樽市に帰属された道路で、それに伴う市道認定であります。

次に、議案第35号市道路線の変更について説明いたします。

図面番号5に記載されております高砂縦小路線につきましては、現在の認定は黄色で表示している区間ですが、起点部の赤で表示している区間について、国有地の払下げの協議が調ったことから22メートルを追加する路線変更を行うものでございます。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、成田祐樹委員の順といたします。

共産党。

○古沢委員

御案内のとおり、私は、今日が最後の質問になりますので、質問をする予定はしていませんでした。おつき合いいただいている皆さんにただお礼をと考えていたのですが、さきの理事会で委員長の特段のお計らいで別枠の時間をいただけるようだという事になりまして、最後の委員会で、トップバッターの質問者がなしというのも、これもまた活発な議論をということをもットーにしてきた自分としては何とかしないとならないということで、本当は、報告がありました市営住宅入居者の公衆浴場対策事業について、なぜこれまでの代替案の中身が大幅に変わったのか、詳細に聞かなければいけないと思ったのですが、これはまた別の機会が16日に住宅行政審議会としてあるものですから、そこでもできるかなと思ひまして、今日しかできない水道局に質問したいと思います。

◎中央下水終末処理場汚泥処理棟の火災報知器に係る水道局職員の処分について

昨年の第4回定例会の当委員会で、私は、中央下水終末処理場の汚泥処理棟に設置された火災報知設備、煙感知器について、267個のうち、22個に異常があったということを取り上げました。長期間、この報知機を放置したと、しゃれではありませんけれども、その問題について伺いたいと思います。

法定義務化されている報告書が、昨年(2021)の 8 月 5 日に出ておりましたが、実は、これが虚偽報告だったわけです。つまり、異常があることを承知しておりながら、消防本部には異常なしとして報告されていた。重大な問題だというふうには私は思いました。局長に尋ねたら、実は、その報告書に決裁した記憶が、局長は正直な人ですから、正直言って自分は判をついた覚えがないというふうにおっしゃいました。

局長がその事態を知ったのは、私の質問の直前、11月24日のことだったそうです。この時点では、私は事務方のほうとこの問題を詰めておりましたので、直接、局長が知るきっかけになったのもそういうことが背景にあつての上だというふうに思いましたが、実は、平成21年度の工事を一つの原因としてとらえていたようですから、それほど長期にわたって局長がこの事態を知らないということも私にとっては大変な驚きでありました。

その際、例えば、消防法上で言えば、この種に類することで虚偽の報告等が行われた場合等については罰則規定など厳しいものが示されております。しかし、汚泥処理棟のような施設については、どこをどう読んでも出てこないのですね。しかし、この汚泥処理棟というのは、市民にとってみればいわばライフラインの最後のとりでであつて、この汚泥処理棟で火災が発生して、機能しなくなったら市民の暮らしにとっては直ちに重大な事態になってしまうわけで、その危機意識が欠如しているという問題でもあったというふうに私は理解しています。

こういう問題点をただした上で、局長に管理監督者として身の処し方、責任のとり方についてお尋ねをしたわけです。同じときに卒業式を迎える者としては多少は切ない思いもいたします。しかし、局長は、ある意味、毅然として、防災管理業務の責任と義務の最高責任者、これは自分だ。非常に重い責任があると考えているというふうにお答えいただいた上、処分については、既に本庁のほうに事故報告を出すことになっていて、そして、自分を含めて処分については一定の判断がされると考えている、このように答弁されました。

私は、当然、今回の報告でそれが入ってくるのだらうというふうに思ったのですが、委員会の報告には、私にしてみれば不思議なことに入っておりません。もう年度末ですから、この種のことは一定のものが既に固まっているはずだと思われまので、本件についてだけ、ただ一つ、例えば、処分の対象とされた職員数、さらには、個々・具体的にわからなくて結構ですが、どんな処分の内容に及んでいるのか、こういったことなど、その範囲内で結構ですから、少し見えるような形でお答えいただければというふうに思います。

○(水道)総務課長

職員の処分についてであります。水道局では、小樽市職員分限懲戒審査委員会の決定を受けまして、3月8日付けで処分を行っております。

水道局の処分対象者は、局長を含めて5名でありまして、局長については、市長からの処分ということになりますが、この5名の処分の内訳としましては、懲戒処分が2名、訓告処分などの行政措置が3名となっております。

なお、詳細につきましては、総務部から、他の案件の処分も含め、来週あたりに公表する予定で事務作業を進めていると聞いておりますので、この場での公表は控えさせていただきたいと思っております。

○古沢委員

懲戒に及ぶ方が2名ということですから、職歴、履歴に記録として残ることにつながるわけで、管理監督者は、当然、そのうちの1人になるかと思っております。そういう意味では、同時に役所を去る身としては複雑な思いもするのですが、局長の見解を伺って、私は質問を終わりたいと思っております。

○水道局長

今の火災報知機の件で、私どもの対応が非常に遺憾であったというふうに思っています。改めて、皆様におわび申し上げたいと思っております。

処分につきましては、今、課長が申しましたとおり、詳細については来週あたりに公表するという事で職員課から聞いております。

ですから、私がどういう処分うんぬんというのはちょっと控えさせていただきますけれども、前回の委員会でも

お話ししましたように、古沢委員のおっしゃることは、非常にそのとおりだと思っております。弁解の余地もございません。そういうふう感じております。

去るに当たりましては、もう既に申し上げてきておりますけれども、職員には二度とこういうことが起こらないように十分気をつけるようにということは、改めて話をしていきたいというふうに思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○井川委員

◎満寿美湯の廃止に伴う送迎について

それでは、最後の質問をさせていただきます。

まず、先ほどの満寿美湯の報告について伺います。送迎の方法としては、前の報告ではたしか5往復だったと私は記憶していますがけれども、それが2往復となった理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○（建設）白川主幹

前回の常任委員会後の経過ですけれども、本年1月に送迎対象者の全戸を私たちが回りまして、送迎車の利用希望、それから利用希望時間などを個別に聞いて回っております。その中で、送迎対象者は68世帯86人いたのですが、利用希望を出された方が約半分だということが一つございます。また、利用時間につきましては、当初、午後3時から午後7時までで5便ということだったのですけれども、午後6時から午後7時の時間を希望された方がいなかったということと、午後5時の発車を希望された方も約1割しかいなかったということもございます。あわせて、1月に満寿美湯を利用した方の実態調査も行いました。その中で、浴室のない市営住宅入居者、いわゆる送迎対象者の方がどういう利用をされているのか見たところ、1日平均が10人ほどという利用実態ということがわかりまして、その利用実態の中でも、午後4時までの利用の方が約9割で、午後5時以降の利用の方は1割程度にとどまっていたということもございます。

やはり、実際にバスを使われる方というのは、利用実態の1日平均10人ほどというのが実数に近いだろうと考えまして、5往復で走りますと、逆にバスが空の状態であるということ、午後4時、5時、6時台の遅い時間帯のバスはその可能性が非常に大きいということで、それで、今、午後2時と4時の2回のオタモイ発ということで考えまして、先月、送迎対象者の説明会を行ったところ、理解を得られたという状況でございます。

○井川委員

大変きめ細やかにアンケートをとったりして、利用者の納得を得られたということで、2回ということなのですが、人間というのは同じふろばかり行きたくないですね。たまに湯の花にも行ってみたいとか、朝里川温泉にも行ってみたいとか、車のある方はそうなのです。しかし、これを利用される方については、高齢者で車がない人が多いのかなど。人数的に見たら、半分を見て三十何名か、あるいは40名程度であれば、2回がちょうどいいところなのではないかという思いもいたします。

これは、大型ではなくて小型のバスですか。

○（建設）白川主幹

大型バスではこの路線は走りづらいということで、今、マイクロバス等を考えております。マイクロバスですと定員20名ということですので、利用される方には十分乗っていただけるのではないかと考えております。

○井川委員

マイクロバスでもそのうち余るような人数になってくるのではないかという気もするので、市の余っている車でいいのではないかという部分で、いろいろ検討されて利用者にはできるだけ不満のないようにしていただけたらいいと思います。

◎駅前広場の放置自転車について

次に、JR小樽駅の駅前広場に自転車が相当放置されて、昨日、私もちょっと見ましたけれども、かなり無残な形で、雪が解けて半分自転車が出て、小樽駅においた観光客が見たらこの風景は何だろうと思うような、大変だらしがないというか、ちょっと目に余るような、そういう感じを受けるのです。

これについてどのようにお考えでしょうか。

○（建設）用地管理課長

小樽駅前広場の放置自転車についての御質問ですが、この自転車について、昨年12月のちょうど雪が降る初めのころに、そのときには歩道上にもあったものですから、歩道上の自転車、それから駐輪場の自転車、放置されているような自転車もあったので、移動してほしいというようなことで、一度市のほうで看板を立てました。実際に、数台はなくなっていったのですけれども、そのまま残っているというような状況に今なっております。

今後の対応についてですけれども、雪解け後、盗難車等の可能性もありますので、小樽警察署のほうとも協議をしながら、撤去するような方向で考えたいと思います。その方法については、かなり放置されているものであっても所有者がいるわけですから、その辺のことは、看板等で期間を決めて周知をして対応していくというような形になろうかというふうに考えております。

○井川委員

台数を見たら100台以上あるのではないかというような感じなのですね。20台や30台ではない。片づけるのに非常に大変な数だと思うのですよ。それで、ずっと沿線を見てみると、私は小樽築港駅もたまに利用するのですが、あまり人の目につかないようなところにあるのですよ。それから、朝里駅にも行って、銭函駅も相当ひどかったのですけれども、当時、私もお願いして、当時の管理課長には大変申しわけなかったのですけれども、朝から腕章をつけて大分整理をしていただきました。けがをしたり、スカートが破れたりということで、補償してくださいという、そういういざこざも大分出てきていたのですが、歩道にも置かなくなって、今はすっかりそれがなくなって何とか落ちついたというか、そのぐらい指導しなければ、非常に市民のモラルが悪いのかなと思います。

札幌市に行きますときちんとしているということは、お金をかけているのですね、自転車の駐輪場に人が必ずいるということ。人口も違うし、体質も違うのですね。小樽市は坂道が多いのであまり自転車に乗っている人を見かけないのです。だけど、きっと学生が多いのではないかと思うのです。恐らく、学校に間に合わないから、その辺に自転車をぼんと置いて、そしてそのまま置きっ放しと、そういう部分もあるようです。銭函は海水浴場があったので、盗難自転車というのが非常に多かったのです。すっかり片づけるのには相当お金がかかったのですが、この部分もかなりのお金がかかるのではないかと思うのですね。

そこで、もう少しで観光シーズンが到来してくるので、あまりお客様に不快な感じを与えたくないという部分もあるので、なるべく早くに処理をしていただきたいと思いますけれども、もう一度、御答弁をいただいてもいいですか。

○（建設）用地管理課長

かなり長い間、放置されている自転車ではありますけれども所有者等がいますので、その辺の手続きをとって、なるべく早く対応したいと考えています。

○井川委員

◎除雪機の貸出しについて

次に、除雪機の貸出しについてですが、今年の大雪には、市民の皆さんは大変体にとってきつくなってきており、悲鳴を上げていらっしゃいます。

これまでの融雪溝の設置に対する市の貸付制度は、貸出期間も過ぎて、借りられる方は信金の低金利のほうへどうぞということだったので、利用されているような状況はあまり見受けられないのですが、今、お年寄りでも非常

に簡単に使えるというのが除雪機なのです。それで、除雪機を希望していらっしゃる方が非常に多いのですけれども、年金暮らしではなかなか買えない部分があるのです。

他都市で除雪機の貸出しをしている市があったら教えていただけますか。

○（建設）雪対策課長

他都市の事例でございますけれども、旭川市で除雪支援を実施するボランティア団体、また町会に貸出しを行っております。8馬力の小型除雪機を2台所有してまして、貸出日数は基本的に2日から3日と伺っております。

○井川委員

これは無料ですか、有料ですか。

○（建設）雪対策課長

有料の部分と無料の部分とあって、詳細についてはまだ伺っておりません。

○井川委員

今のところ把握しているのは旭川市ということですね。旭川市だけではなくて、雪の少ない地域も多い地域もありますが、多い地域であれば、非常にお金もかかるのでしょうけれども、8馬力の除雪機というのは1台大体どのぐらいで買えるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

中古だとピンからキリまであるでしようけれども、今、性能もよくなってまして、新品だと、私も買いましたけれども、50万円前後すると思います。

○井川委員

50万円というのはそれほど高いものではないですね。市で買って買えないことはないと思うのです。そういう部分で、今、旭川市でもやっているように、もし個人的に除雪機を買うときに無利子で前の融雪溝のときみたいに貸していただけないのであれば、市でこういう事業というか、市民サービスといいますか、50万円だと2台分で100万円ですね。そういうものを市で貸出しするというか、今すぐやりなさいということではないのですけれども、非常に財政も厳しい折ですが、100万円から150万円程度で市民サービスができるのであれば、将来的に、貸出しについてこれから考えていくというような方向はございますか。

○（建設）雪対策課長

先ほど説明いたしました旭川市の事例ですけれども、平成20年度に10件の貸出し、21年度にも10件、22年度は現在3件の貸出し依頼がありますが、貸出依頼が減少し、件数も3件から10件程度とあまり利用されていない様子ですので、今後、旭川市も含めた他都市の事例も調査したいと考えています。

○井川委員

私も自分で実際にそれをやってみて、融雪溝というのはその場所までスノーダンプか何かで持っていかなければならないのです。かなり労力が要るのです。けれども、この除雪機というのは、女性でも一人で操作できるので、あまり力を入れなくても大丈夫なのではないかという部分も含めて、前向きにというか、小樽は特に山坂が多いですね。そして、なかなか小路には除雪が入ってこないところがたくさんあって、もしそういうことを市のほうでやってくれたら大変うれしいというお話を昨年お年寄りから聞いていますし、やはり、お金を貸してくれれば個人的に買いたいという方も結構いらっしゃるという声も聞くのです。

それについては、非常に財政が厳しいからちょっと無理かなと思うのですけれども、考えてはいませんか。

○（建設）雪対策課長

先ほども言いましたけれども、他都市の課題等も調査いたしまして考えていきたいと考えております。

○井川委員

とりあえず、雪で大変で、今ごろになってから入院されている方にどうしたのかと聞いたら、みんな、腰が悪い

と。男の方も女の方もみんな腰を悪くして入院していらっしゃるという方が非常に多いので、特に豪雪地帯の小樽は今後ともいろいろなことで雪に対して考えていかななくてはならないと思う部分でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○佐藤委員

◎臨時市道整備事業について

先ほど臨時市道整備事業の説明をいただきました。そのときに私のほうで頭に浮かんだのは、昨年の大雨災害のときに、大変悲惨な道路状況が小樽市内であったということであります。そこで、例えば、この臨時市道整備事業の中にその部分が含まれているのか。また、あのような災害が毎年起こるとい認識は私ありませんけれども、実際、昨年は事実としてあったということ踏まえて、何が原因でそうなったのかということも、当然、建設部では押さえておられると思います。個別の事案は結構ですけども、全体としてどのような形でこの教訓を生かして整備を進めていくのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）建設事業課長

昨年 8 月に二度の大雨がありました。この中で、側溝のあふれ、川のあふれなどにより人家に影響がありました。その部分につきまして、極端に多い箇所、若しくは周辺の土地利用などが変わったことなどにより流出係数が増えて、水が多くなった箇所など、今年度、臨時市道整備事業で改修する箇所が何路線かございます。

そういう部分も含めた中で災害対策ということで、今年度の臨時市道整備事業を考えております。

○佐藤委員

当時、住民の方からは市議会議員のほうにも、こうしてほしい、ああしてほしいという要望があり、理事者の皆さんのほうに伝えさせていただいたという経緯があります。優先順位や予算もあろうかと思えますけれども、その辺はぜひ近々のうちに計画を立て、予算措置をしていただいて、取りかかっていたきたい。これは、私から再度お願いという形でさせていただきますので、以上で終わらせていただきます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

初めに、お礼といいますか、議員にさせていただきました 4 年間、建設常任委員をさせていただきました。この中で、本当にわからない点がさまざまありまして、特に理事者の方にはわかりやすく御答弁いただきまして、感謝申し上げます。

また、今年のような大雪は私が議員になって初めてだったのですが、公明党としてさまざまな苦情をいただく中で、精査しながら、本当に危険な部分に関しては雪対策課長のほうに連絡させていただきまして、迅速に現地を調査して対応していただきました。5 名を代表して、まずはお礼を言いたいと思います。本当にありがとうございます。

◎満寿美湯について

それでは、質問のほうに移らせていただきたいと思います。

初めに、報告を聞いてなのですが、先ほどの満寿美湯の件で説明会を行ったということで、参加人数と、どのような意見があったのかということ伺いたいのですが。

○（建設）白川主幹

今、予定しております運行計画案につきまして、2 月 25 日の午後 2 時と午後 4 時の 2 回、送迎対象者の説明会を開催しております。このときの参加人数ということですが、合わせて 17 名の出席がございました。その中で

の意見としては、出席者の中にもお仕事をされている方がいらっしゃって、今、午後 2 時と午後 4 時の 2 回の運行ということですが、お仕事が終わるのが 5 時過ぎだというお話がありまして、そういう人は利用できないのかというお話がございました。

私たちとしては、あくまで、本数としては 2 本で十分なのだとということで説明して、それは御理解をいただいた中で、時間をずらしましょうかという話も出席者の皆さんに逆に提案する形でお話ししたのです。しかし、1 人、2 人のために動かすよりは市の案のほうが良いというのがほかの方々の御意見といたしますか、そういうことで、その御意見を言われた方もやむを得ないという中で、出席された方の中では市の案で御理解いただいたという状況になっております。

○秋元委員

今回、おふろがない方というのは、先ほど井川委員への答弁でもありましたが、68 世帯 86 人でしょうか。今回、説明会に参加した人が 17 名ということで非常に少ないなというふうに感じたのです。2 月 25 日に説明会をやったということですが、平日なのですね。平日の日中に説明会をやって、対象の方には高齢の方もいるとは思うのですけれども、本当に対象者の方に参加いただいて説明をして意見を聞くというような姿勢なのかなと、ちょっと失礼なのですけれども、平日の日中に行うということは何か理由があるのですか。

○（建設）白川主幹

昨年末の 11 月、12 月にも 2 回ほど説明会をやっているのですけれども、そのときには午後 4 時半、午後 6 時半というような形で夕刻にセットしたのですが、いずれも午後 6 時半の説明会の出席者は 1 人、2 人という状況でした。冬期間ということもあるのですけれども、やはり暗くなってからは出づらいというお話が 1 月に回ったときに皆さんからありました。また、ほかの住宅での説明会でもやはりそういう意見が多くて、明るいうちにとということで早めの時間設定をしてきているという経過がありまして、今回は午後 2 時、午後 4 時にしたということですか。

確かに、17 名の出席ということなものですから、利用を希望されていてまだ説明会に来られなかった方がいらっしやるので、これから、欠席されたところにはまた個別に回って説明していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

先ほどアンケートされたというお話がありましたが、68 世帯を回ってアンケートをとったということですか。

○（建設）白川主幹

アンケートではなくて、全世帯に直接お聞きするという形で回りました。中には、入院されていたりということでも 10 世帯ほどいらっしやらない状態でしたけれども、残りの方には全部回ったという形です。

○秋元委員

それで、以前、御報告いただいていた、いずれなくなるという長橋の銭湯と、今回報告があった玉の湯までの距離的な違いですとか時間的な違いというのはどれぐらいになるのですか。

○（建設）白川主幹

距離につきましては、1.5 キロメートルぐらいの差になります。ただ、時間でいえば、私たちも車で実際にはかったのですけれども、二、三分ぐらいの差だということです。

○秋元委員

今後の運用にもかかわると思うのですけれども、先ほど井川委員もおっしゃっていましたが、本当に利用される方がなるべく不自由、不便のないように対応していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎市道高島線のロードヒーティングについて

次の質問に移りたいと思います。

今回、資料を提出していただきました手宮公園に登るロードヒーティング化されている道路について伺います。

まず、平成23年度は2か所のロードヒーティングを更新されるということなのですが、その改修の判断基準といたしますか、それはどういうふうに行われているのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

ロードヒーティング改修の判断基準ということでございますけれども、私どもは、平成20年度に市内のロードヒーティングの改修計画をつくってございます。その中で、ヒーティングを設置してからの経過年数が長い、バス路線で重要、交通量が多い、故障の履歴の有無、勾配も考慮しまして、故障したときに交通に支障が大きい箇所について優先順位を決めてございます。そういう中で、21年度から更新を行っておりまして、市道千秋通線につきましては、22年度、3分の1ぐらいの更新を行いまして、23年度に残りを行いまして完成すると。また、市道船見線でございますけれども、この箇所につきましては、設置してから32年たっておりまして、これも経過年数が長いという部分で優先順位をつけて来年度実施する部分です。

○秋元委員

今お答えいただいたのですが、平成20年度の改修計画というのは、資料としてもらえるものはないのですか。

○（建設）建設事業課長

改修計画は一応ありますけれども、この事業につきましては、国の交付金を受けた事業で行っております。今の御時世、状況の中で、11年間を予定してございますけれども、はっきりこの年度にこの箇所をやるということなどは、不明なところもあります。また、急遽、壊れて前倒しでやらなければならない部分が出る可能性もございます。そういうことで、はっきりした年度につきましては、予定はありますけれども、そういう状況なものですから今のところは部外には出してございません。

○秋元委員

当然、いろいろな理由があって、その優先順位で改修されているということはわかりました。

今回、資料を提出していただいた理由は、この手宮公園付近の手宮小学校ですとか末広中学校に子供を通わせているPTAの方から、今年の雪でこのロードヒーティングの場所を通行するに当たって危険ではないかというお話をたくさんいただきまして、私も何度か見に行きまして、先ほど話したとおり、雪対策課長に連絡して対応していただいたのですが、実は、この中で、雪対策課長から、ロードヒーティング箇所なので、そこに除雪が入ると苦情が来るのですというお話があったのです。なるほど、そういう事情もあるだろうなというふうに思ったのですが、今回、資料を提出いただいて感じたのは、道路の構造上、非常に特殊な形になっているのです。

どういう苦情かといいますと、道路が狭くて車が1台しか通れない。そこを子供が歩くものですから、車も通れないし、歩行者も非常に危険だという内容だったのです。勾配もかなりきついのです。どうしてこういう特殊なロードヒーティングの形になったのかというのを説明していただけますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

お手元の資料の4枚目をごらんいただきたいと思います。右上に高島線③と書いてあります。

ヒーティングの割りつけ図なのですが、図面の中央あたりが絞ってあるような形になっています。標準的なところで、車道幅員7.5メートルに対しまして、両サイドは、正規なところではそのうち5.5メートルのヒーティングをしております。中央部分に関しましては、狭いところでは車道幅員5.5メートルに対しまして1ヒーティング幅3メートルで設置しております。どうしてかといいますと、本来であれば、一般的な5.5メートルのヒーティング幅で施工するのですが、この路線に関しましては勾配が20から22パーセントということもありまして、第2期ロードヒーティング計画で位置づけられているのですが、全路線全幅でやるのが理想かもしれませんが、スタッドレス化に向けて少しでも長い延長でヒーティングを、という経緯でこういう形になっております。

○秋元委員

この路線の敷設年ですとか、工事の期間、また、当然、ロードヒーティングになる前は普通に雪が降り積もった

坂だったわけですから、どうしてこういう計画になったのかということをご説明いただけますか。

○（建設）雪対策課長

敷設年度と工期につきまして、お手元の資料の 1 枚目で説明します。

左の図面の下のほうに高島線②という区間がありますけれども、この区間につきましては、平成 6 年度施工で、工期は 6 月中旬から 8 月下旬となっております。また、図面の右側の①の区間と、また左に戻って③、④の区間に関しましては、平成 7 年度施工となっております。工期につきましては、7 月下旬から 10 月下旬となっております。⑤につきましては、平成 8 年度施工で 8 月下旬から 10 月下旬となっております。

着工に当たっての経緯でございますけれども、スタッドレス化に向けて坂道対策の一つとして平成 2 年度から計画的にロードヒーティング設置を行っておりますが、市道高島線につきましても、第 2 期ロードヒーティング計画に位置づけられておまして、それに基づきまして施工いたしました。

○秋元委員

一般的に、ロードヒーティングの耐用年数というのは何年ぐらいなのでしょう。

○（建設）建設事業課長

ロードヒーティングの耐用年数ということは文献にうたわれてございません。その中で、電気施設ということでは財務省令で 15 年というふうに書かれてございます。

○秋元委員

15 年程度たっている部分も出てきているのですけれども、実際、雪対策課長はここを見ていただいて、どういう感想を受けましたか。

○（建設）雪対策課長

私は、委員から御指摘があった、中学生が歩いている朝方を見計らって何度か見に行きました。やはり、委員のおっしゃるとおり、道路は狭く、雪の壁があって、その間のロードヒーティングの上を左右に車道をふさぐように中学生が歩いている状況でした。確かに、そういう状況でしたので、来年度に向けてはもうちょっと周りの状況を見ながら対応をしていく必要もあると思うと同時に、教育委員会、学校と相談しながら、ちょっと苦しい部分もあるかもしれませんけれども、我々の施工、除雪だけではなくて、中学生の歩行方法も検討していこうかと思っております。

○秋元委員

将来的には小・中学校の適正配置にもかかわってくるのですけれども、実は上のほうにある末広中学校は、まだ決定していませんが、廃校になるという話もあるのです。予算特別委員会の 2 日目に教育委員会にもこの質問をしたのですけれども、答えは、ロードヒーティングの新設はできませんとずばっと切られてしまったのです。私は、新設してくれということをやったのではなくて、これから適正配置を進めていく中でこういう危険な道路があるという認識をまずしていただきたいのと、今回、雪対策課長にも見ていただいて、そのとおり、本当に大雪のときはロードヒーティングのところしか道路がないのでそこしか通れないと。雪の少ないときには、ロードヒーティングの横の部分には雪が積もっていて歩けない状況なのです。勾配がきついですから。結局、ロードヒーティングのところを歩かざるを得ない。

確かに歩き方の問題はあります。これは注意していかなければいけないと思うのですけれども、ただ、道路の構造上、これはちょっと危険なのではないですかということで、将来、改修するに当たって、教育委員会にも話したのですが、子供が通るのであれば、例えば、1 時間スクールゾーンにするとか、子供や近隣の歩行者のことを考えれば、今、急に狭くなっているロードヒーティングの箇所を改修するとか、そういう計画を考えてほしいというお話をしたかったのです。それを誤解されて、新設はできないということではさっと切られたわけですから、どういう状況でこういう道路の構造になったのかということをご説明いただけますか。

将来的な改修計画が平成20年度に策定されたということで、当該施設はそろそろ耐用年数が来ていて、これから数年後には改修の予定にも入ってくると思うのですけれども、こういう危険な箇所があるということをぜひ知っていただきたいというふうに思ったので、今回、資料を出していただいて、ほかの皆さんにもちょっと特殊な道路だということを知っていただきたいと思って、質問させていただきました。

◎空き家対策について

次に、一般質問の中でも質問させていただきました、空き家対策について伺います。

実は、公明党の高橋議員の代表質問の中で空き家の雪の状況について質問がありまして、ちょっとかぶる部分もあったのですが、私も今回、この大雪の中で市民の皆様と話すとき、非常に雪が多い中で空き家だと一目瞭然とわかるという状況がありまして、大量の雪が屋根から落ちて道路をふさいでいるという場面に何回も遭遇いたしました。危ないなというふうに感じて、今回、空き家の苦情や空き家の数も質問させていただきました。

平成21年度に中心市街地の周辺で行った調査では、空き家の数は対象の範囲の中の859棟あって、倒壊のおそれのある家屋が37棟あったということですが、この空き家の対象になるところの意向調査はされましたでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

空き家に対する意向調査というのはしております。順番としまして、業者から上がってきた空き家の物件に対して、いろいろな要因を経て、それで最終的に残ったものを市が直営で意向調査をしています。意向調査の目的としましては、所有者の方に空き家となっている建物を売却とか賃貸してもらいたい意思があるのか、それが一つです。もしそういった意思があるのであれば、市のバンクに登録していただけないかと、そういったことでございます。

数については、859棟の空き家でしたが、その中で良好な物件が486棟ございました。その中から、今、築年数20年以内を基準として抽出した対象物件が48棟です。なおかつ、所有者が小樽、札幌などと連絡しやすいところに在住ということで24棟を抽出して、それを現地確認して最終的に残ったのが12棟で、この12棟につきましては、先ほど申しあげましたように、所有者の方に確認して登録してもらいたいということで実施しております。

○秋元委員

本当は、中心市街地ももちろんそうなのですが、全体的に空き家数がかかなり目立ってきております。私もいろいろな部分で空き家の件で相談させていただいた経緯もあるのですが、例えば、私が相談を受けた件では、まちの名前は特定しませんが、土地が国やほかの方の持ち物で建物だけが自分の所有しているものだという方がいらっしやいまして、高齢で施設に入っている方ですが、周りの住民の方からは、雪の問題ですとかさまざまなお話をいただきまして、その住人は市への寄附を希望されておりました。寄附されるような場合は、固定資産税ですとか税金の問題も出てくるかと思いますが、もし市に土地なり家なりを寄附したいという方がいた場合にはどういうふうに考えますか。

○（建設）建設指導課長

空き家に関する相談窓口といたしましては、建築指導課がいろいろな相談を受けておりますが、ただいま委員からありましたように、寄附につきましては、建築指導課が直接受けるということにはなりませんので、もしそういった申出があった場合には担当課のほうで検討することにはなるとお思います。

ただ、実際にその空き家の建物を市が寄附を受けた場合に、当然、その後の管理、又は危険な家屋であれば解体をしなければならないということで、市として費用を負担しなければならない部分が出てきますので、よほど市がその底地を何かに利用したいとか、そういった物件でない限り、単純に寄附を受けるということはいろいろと問題が多いのではないかとこのように考えております。

○秋元委員

道路などは、よく市に寄附して市道認定されたりするような箇所もあつたりしますが、そういう場合には、寄附をいただいて、将来的には側溝ですとか舗装ですとか、そういう部分で市のお金を投入する部分もあります。

そういう部分と空き家に対する考え方というのは違うでしょうか。

○（建設）建築指導課長

道路につきましては、広く一般の方が通行したりということで公共的要素が非常に強い部分でございます。ただ、建物については、先ほども言いましたように、その建物が、例えばそのまま何か公共的なものに使えるかとか、その土地を利用して何か公共的なものに使えるということであれば、そういった検討の余地もあろうかと思うのですが、単純に空き家ということであれば、やはり、ちょっと公共的なものとは違うので、道路とは考え方が違ってくるといふふうに思っています。

○秋元委員

これまでの空き家対策では本当に苦労されてきていると思うのですが、今回、建築基準法に基づいて指導した件数なども伺いました。かなりの確率と言ったらおかしいのですが、11件の苦情があつて、7件の家屋が指導に基づいて解体されたということですが、その11件の家屋の所有者は市内在住なのでしょうか。市外なのでしょうか。また、その市内、市外というように居住されている場所によって対応の違いというのはどういうものがありますか。

○（建設）建築指導課長

過去5年間に相談がありました11件の建物の所有者の所在なのですが、一応、登記簿上では小樽市内が11件のうちの7件、その他道内、道外合わせて4件ということになっております。ただ、実際には所有者が死亡している場合等がありまして、その中で実際に我々がお話ししている方というのは小樽市内が5名に減ります。5件に減って、市外の方が2件増えて6件という形で、実際に対応しているのは後段で申しあげました小樽市内5件、それから市外が6件ということになっています。

あと、市外と市内で対応の仕方が違うのかというのは、これは一言では申しあげられなくて、市外の方でもきちんと対応していただけている方はいらっしゃいますし、逆に、市内にいらっしゃっても対応していただけない方がいらっしゃるのが現状でございます。

○秋元委員

今回、空き家バンクの部分も含めてお話しさせていただいたのですが、空き家バンクは、建設常任委員会の中でも議論されて、やっとホームページ上にも掲載されて非常に期待はしておりました。しかし、全国を見ても、なかなか登録数ですとか成約数が少ないという現状があるみたいです。今後、空き家バンク制度をどういふふうにしていくか。当然、登録していただく件数が増えるのにこしたことはないのですが、例えば、財団法人地域活性化センターが平成21年度に空き家バンクの全国の調査報告書というものをまとめていて、都市住民、大都市に住まわれている方400人ぐらいを対象にさまざまなニーズに対する調査を行っていますが、空き家バンクというのは本当に全国的に認知されていないのですね。空き家バンクを認知している人は対象の400名の中の16.7パーセントしかいなかったということで、周知の仕方ですとか、せつかく空き家バンクに登録していただいても、その提供する内容によってもかなり敬遠されがちの部分もあるという報告なのですけれども、こういう報告書というのは御存じですか。

○（建設）まちづくり推進課長

全部ではないですが、インターネットで一部こういったものがあるということは把握しています。

○秋元委員

空き家バンクですから、当然、移住ですとか、二地域居住ということも目的につくられたのですが、今回は、空き家を登録していただいて、手をこまねいてはどんどん廃屋になる部分を、しっかりと登録して有効活用していただければというふうに思ったのですけれども、なかなか所有者の理解ですとか認知されていない部分もあつて、うまく活用されていない部分も多いのではないかとこのように思うのです。

他都市の状況を見ますと、条例で空き家の部分の対応策を定めているような地域もあるのですが、今後、小樽市が空き家対策ということで空き家バンクを周知、活用して空き家を減らしていくというような部分では、何か具体的に検討されていることはありますか。

○（建設）まちづくり推進課長

具体的に周知していく方法ということですが、これは、一般質問でも市長のほうから答弁があったように、ホームページとかパンフレットとか、そういったものを通じてということでもあります。現在、具体的な方法は持っておりませんが、機会があれば、その都度、周知をしていきたいというふうに思っております。

○秋元委員

当然、小樽市に合った政策もやっていかなければいけないと思うのですが、今、小樽市でもさまざまな封書に広告を印刷して発送していますが、他都市では、今、そういうものに空き家バンクの情報を公開しているような都市もあるようですし、まだまだ工夫の余地はたくさんあるのではないかとこのように思うのです。

先ほども言いましたけれども、それこそ今回の大雪でたくさんの空き家を見てきて、本当に、今後、5年後、10年後にはどういう状況になっていくのかと心配する部分もありますので、ぜひ、具体的な対応も含めて検討していただきたいと思います。また、空き家バンクも、他都市の事例ももちろんそうですが、もっと周知していただいて、登録数がたくさん増えるような対策を練っていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○山口委員

◎空き家対策について

今、秋元委員のほうからも空き家バンクについて質問がありました。空き家バンクは、空き家を調べて、それを紹介して、あと、不動産屋のホームページに載せてありますけれども、これだけで空き家の利用が進むなんていうことは絶対にあり得ないわけです。これを生かすのにどうしたらいいのかということ、インパクトある施策をやらないとそれが生きないわけです。これは、私が前から提案してまして、本当は市がやれば一番いいと思っておりますけれども、例えば、特色ある高台の空き家を、所有者とお話をされて、いわゆる告知ファンド形式でお金を集めて改築して、ネット上のオークションで販売する。こういうことを繰り返していけば、小樽市内の空き家に対して大変関心と呼ぶわけですから、そうすると他の空き家にも興味を持っていただいて、直接自分が見に来て、まちなかの景観や眺めがいいという建物ではなくても、例えば、二地域居住の興味を持っていただけるきっかけになるのではないかと。

だから、まず、小樽の空き家に対して興味を持っていただく施策ですね。これはイベント的にやる。まして、今、仕事がないわけですから。この常任委員会でも、いわゆるリフォームに対する市の補助金みたいなものについて勉強会を開いて研究していることがあるわけです。だから、建築業界は建築士会もありますし、建設業組合もありますから、そういうものと市が相談をして、市が主体的になってそういう事業を興していくと。市でやれば当然、全国ニュースにもなるような相当インパクトがあると私は思うのです。そういうふうな施策をどしどしやっていけば、小樽のまちのイメージも上がると思うし、小樽はなかなかおもしろい、味なことをやるのではないかと、そういうことですね。私は、前に、NPOの法律が変わって、寄附税制が欧米並みになったときにはNPO法人がやればいいのかと思っておりましたが、こういうことはやはり市が率先して何かやるようなことができないのかと実は思っております。今回は2期目の最後ですけれども、もしまた当選させていただければ、3期目も同じようなことを申し上げて、具体的に皆さんと知恵を絞りたいと思いますので、ぜひ、これは行政がやるのではないよというのではなく、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。これは、答弁は要りません。

空き家のほうに移ります。

以前、新聞記事でも載っておりまして、私も若干それに触れたこともありましたが、平成20年10月1日の時点で全国の空き家の総数は756万戸です。これは5年前との比でいくと14.6パーセントも増えているそうです。そして、全国で今5,759万戸というのが住宅戸数だそうですけれども、そのうち空き家の占める割合は13.1パーセントで過去最高だということです。ということは、もう高齢化が始まって、ある意味では、基本的に住宅を持ちきれないということですね。

もう一つは、それを壊しきれないのですね。解体費用に最低でも100万円かかるような状況ですから、そういう意味で、全国各地でこれは物すごく問題にされているわけです。私もちょっと調べましたら、先ほど条例の話が若干出ましたけれども、解体について条例を設けているところがあります。解体費用についても、町が補助金を出しているような事例もあるわけです、条例を設けた上でですよ。このくらいやはり深刻な問題になっているわけですね。特に観光地です。ニセコ町は特にそうですね。景観条例を設けて、景観条例の中で、廃屋や、先ほど井川委員から放置自転車の話がありましたけれども、これはまちの美観を損なう現象というふうにしてとらえて、所有者に対してこれらの物件の除去について指導、勧告、命令、代執行、この着手を定めているということです。

そういう意味で、このまちも、もうそろそろそういうふうにしていかないと。空き家というのは減っていく傾向にはないですよ。先ほど申し上げたような施策をやって、市外の人にどんどん空き家を買ってもらおうと。市内の人は買うわけがありませんからね。市外の方が二地域居住で利用していただいて、それで空き家を減らしていく以外には手はないわけです。ただ、それはすぐできるわけではないですから、ますます増えていくということになります。

公明党の高橋議員が本会議でおっしゃいましたけれども、冬は一目瞭然で、今年のような雪であれば、雪止めがいつずり落ちて大事故になるかもわかりません。今のところの対策としては、まず所有者を調べて、所有者の方や相続の権利者に連絡をして何とかしてくれ、危ないですよと通告しますよね。その間、やっていただけない場合は、例えば、コーンを置いて、トラロープを張って落雪危険ということをして市がお知らせするということまでは今やっているわけですね。それだけで済むのかということです。それで済まないところも現にあるわけですね。狭い小路で落ちれば、トラロープを張ったところではなく、もろに真ん中に、よけて通っていても雪の量によっては大変危険だということもあるわけですから。

そういうところも含めて、今後どういう対策をしていくのかということになると思います。そういう場合に、例えば長野県白馬村では金額は大きくないですが、補助金を出すようにしているわけです。廃屋の解体撤去事業というものです。これは、2種類に分けていまして、対象となる廃屋は、木造又は軽量鉄骨構造であり、かつ、2階建てまでの延べ床面積が200平方メートル未満の解体経費では、村が算定した額、又は支払いに要した額のうち、いずれか低い額とし、上限を20万円にすると、200平方メートルを超えて500平方メートル以下という建物に対しては50万円補助するということを言っております。それから、代執行についても定めております。

全国のそこそこで、私もまだ全部を見ておりませんが、こういうふうな条例を設けてきっちり整理、ルールづくりをやっているところがあります。雪の問題もさることながら、廃屋の対策を、新聞記事では室蘭市も、これは行政が解決の先頭に立つ必要があるのではないかとということで議論が始まっているというふうに書かれておりましたが、そろそろ小樽市でもそういう議論をぜひ始めておくべきではないかと思いますが、その点についてお答えをいただければと思います。

○（建設）建築指導課長

今、委員がおっしゃったように、空き家の問題というのは全国的な問題で、小樽市でも落雪だけではなく、空き家、廃屋、倒壊のおそれのある危険な家屋という相談が増えていることは確かでございます。我々も、一応、他市での取組についてはいろいろな情報を集めた中で調べてはいるのですが、やはり、代執行も含めて、費用的な問題、要は財政の問題、それから、所有者の所在が不明な場合、そういった場合にだれを相手にそういった命令なり勧告

をすればいいのかだとか、あとは、先ほどもありました相続問題、所有権以外の権利、抵当権等がついている場合ですとか、空き家の取組については、非常にそういった多くの問題が内在しておりますので、今後、さらに他市の事例などを調査研究していきたいというふうに考えております。

○山口委員

◎ロードヒーティングの改修について

次に、市道船見線が臨時市道整備事業の資料に載っていましたが、ロードヒーティングの改修ということで、どうも従来のロードヒーティングの部分の改修だけではありませんね。その部分についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

○（建設）建設事業課長

お手元の資料の11ページに市道船見線の平面図がございます。

既存のロードヒーティングは、白抜きした部分となっております。

昨年度だったかと思いますが、ここに歩行者用のロードヒーティングをという話がございまして、そういう中で、そこに側溝が入っていて、どちらにしても、側溝の上にロードヒーティングはできないものですから、側溝を暗渠化しまして、その上に、道路と平面で一体になりますけれども、白線の外に融雪効果を持ったロードヒーティングを敷設する予定でございます。

○山口委員

大変配慮していただきました。ここは住宅街の中の道路ですから、本当は我々はあまり交通量がないほうがいいのですが、長橋の砂留方面から緑、山の手のほうに抜けていく幹道になっていまして、大変交通量が多いところです。特に、通勤時間帯です。この時間は通学の時間帯に重なりますので、私も、毎年4月の初めに新入学児童が登校するときに、1週間ぐらい町会で7時半から8時半まで見守りをやるのですが、そのときの交通量はびっくりするぐらい多いですから、そういう意味でよくやっていただいたと思うのですが、実はこれよりもっと下のほうが問題だと思うところがあるのですよ。本当はもう少し下のほうまでやっていただきたいと思いました。

先ほど秋元委員から手宮公園のほうの道路についてのお話もありましたが、私どもも同じような構造のところを抱えていまして、船見坂から富岡ニュータウンのところは車がほとんど1台しか通れません。いわゆる歩道というような歩道はないので、路側帯をみんな歩くのですが、今年は大変雪が多かったものですから、そのところは基本的に雪が乗って、ロードヒーティングのところからまたいで退避するのですが、雪が多いものですから要するに歩道に乗れないわけです。結局は、車が渋滞するというわけではないけれども、非常に危険なところになっているわけです。そういうようなところというのは市内各所にあるわけです。

我々としては、そういうことに非常に苦慮しているのですが、今年は歩道の除排雪に来ていただいて、歩道上の雪をどけていただきました。いわゆる路側帯の部分のところは車が来たら避難できる、1台しか通れませんが、そういったようなことをやっていただいたりもしたわけです。

ちょっと私が思いましたのは、手宮の場合、通学時間帯には、いわゆるスクールゾーンにして車を乗り入れ禁止にすればいいのですよね。これはどこもやっていますよ。例えば、稲穂小学校のところもそうですよね、時間帯で。あそこは歩道があるのですよ。でも、車の乗り入れはできませんよ。それから、手宮のいわゆる浄応寺の反対側の坂ですね。色内小学校の坂も時間で乗り入れ禁止ですよ。それは教育委員会の方の配慮ではないですか。当然、道路法上ではそうなっているわけですから。要するに、買収かけて全部広くすればいいのですが、それはできないわけですから、富岡ニュータウンでも同じですよ。結局、そういういびつな構造になっているわけです。一方通行にしようというような話も我々はあったのですが、住民の皆さんが一方通行というわけにはいかないということですから、結局、譲り合ってやるしかないですよ。

だから、ある意味では危険性の除去をどういうふうにするのかということですから、いろいろな手法があると思いますので、ぜひ、私もどうこうしろということではありませんが、臨機応変に対応していただくしかないわけですから、全部ちゃんとやれば物すごくお金もかかりますし、また時間もかかるわけですから、本当に課題に賢く知恵を絞って対応していただきたいということで、今後お願いしたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、成田祐樹委員に移します。

○成田（祐）委員

◎水資源として利用可能な土地について

1 年ほど前にも一度質問させてもらったことがある水資源にかかわる土地について、最後にお伺いしておきたいと思います。

実際、ここ最近、テレビ報道でも、自民党の小野寺道議会議員とかが非常に活躍されて、北海道内の土地が中国資本も含めた外国資本に買収されているといった中で、私は、昨年 8 月ごろに自費で中国に行って、実際に水がどういった価格で売られているのか調べてきました。大体、向こうの金額では、飲料水は、普通のコーラとかそういったものと同じなのですけれども、コンビニエンスストアでは 50 円ぐらいで売っています。水とかも、地元のもの、海外から持ってきたもので値段が違うのです。地元のだと 36 円ないし 40 円程度で買えるものが、エビアンとか外国の水だと 1 本 100 円、150 円で、実際にそれを買っています。中国国内はもうそういったような状況になってきています。それから、高級スーパーとか上海の中心部のスーパーに行ったら、そういった水に関しても、高い水をペットボトルで売っていたり、それこそ魚介類などは北海道産のもの、小樽産のものも売っていました。普通の北海道産のホッケが冷凍パックで 1,000 円、イカの一夜干しが 1,000 円、ナメタガレイで 1,000 円、そして、ハッカクが 2,000 円と。それが大量に陳列してあって、それを持っていくのですね。そういった場面を目の当たりにして、これは、水も大分そういった価格にはね返ってきて、今後、日本国内、小樽だけに限らず、そういったところの水資源が買われていくのではないかとというふうに非常に危惧しております。

そこで、再度、小樽に関する水資源の話をお伺いしようと思っております。

改めて、小樽市全体の水資源として利用可能な土地、水資源も、温泉とかそういったものもありますけれども、この場合は飲用水に関して利用が可能な土地というのはどのように定義されているのか。例えば、このあたりは飲用として使えるけれども、こういった土地は使えないとか、そういったルールみたいなものがあれば、ぜひその説明を御教示いただきたいかったので、お願いします。

○（水道）浄水センター所長

水資源として利用可能な土地の定義ということでございますが、水道の水源として利用している土地につきましては、雨や雪がその河川に流れ込む範囲の集水区域として整理されてございます。ただし、市全体の水資源として利用可能な土地につきましては、特に定義されてございません。

○成田（祐）委員

普通、今、日本国内だったら、浄水場から水をとってという話になると思うのですが、当然ながら、地下水は掘ればほとんどの場所に出てくるわけで、そういった中で、これから小樽市全体で、そういった浄水場ではなくても、市が持っている土地の全部からそういったような水を生み出すことができるかもしれない、そういった可能性があるわけなのです。やはり、そういった部分をこれからどう定義づけていくか、そういったルールづけていくかということ、そろそろ少しずつやっていかないと、日本は資源がほとんどない国なので、資源を守るという発想も、これは、私も含めてまだまだ国民全体に足りない部分かなというふうに思う部分があるので、ぜひ、そういったもののルールづけていただきたいということがあるのですが、それに関してはどのようにお考えでしょうか。

○水道局次長

非常に範囲の広い話ですので、水道局の立場では、飲み水という部分でのお答えにしかならないのですが、

水道局では、一般的に水をとって水道事業をするときには、ダムの水を利用するか河川の表流水を利用しています。そのときに法律上の手続としては、水道事業の認可のほかに水をとるという行為に対しては、河川については水利権というものがあり、どれだけ水をとるかというのを河川管理者と協議して許可をもらっております。今、地下水のお話がありましたけれども、地下水とか湧水というのは、なかなかそういう取水についての制限というのはなく、今のところ法的に未整備の部分でございます。

また、飲用水にするということであれば、飲用のために適しているかどうか保健所の手続がいるのかなと思います。そういう法の網の中でそういうものを適用していかなければならないです。

そういうことで、現在、小樽市で水源を持っている箇所は数か所あるのですが、それについても、先ほど集水区域と言いましたが、その集水区域の中につきましては、土地の所有者から言えば、国の土地の部分と民間の部分があります。国の部分については国有林ということになっていまして、それについては、まず民間に売買されるというのは一般的にあり得ません。民間の部分についても、森林法の中でいろいろな制約を加えている保安林というものをご指定することができます。それによって、土地の形質を変えるときには許可が必要となります。ボーリングを1本打つにもそういう許可が必要になってくる厳しい法律でございます。そういう法律の適用になっている部分が、民間所有者の部分でもかなり占めています。

ですから、小樽市の集水区域は100平方キロメートルぐらいあるのですが、そのうちの国有林や民有地の保安林の指定になっているところは、全部で九十数パーセントになっており、確かに残りの部分はわずかになりますけれども、あることはあります。

そういう部分の土地についても、我々がそのままにしておくというのではなくて、やはり、今は北海道や国ではいろいろな動きがございますから、そういうような動きを参考に、その土地の売買とか、そういうものも、届けられなかったらもうわからないですけれども、そういう届出の情報を得ることも考えています。

さらに、市域外の余市川からも水をとっているのですが、この河川については、小樽市だけではなくて、周辺の関係自治体で協議会を持っていますので、協議会からの情報を収集するなど、まずは、情報をもっと収集することが大事ということでございます。

○成田（祐）委員

この後の質問にもほとんど答えられてしまいましたが、質問したかったところは、結論から言ってしまうと情報収集ということをしてほしかったということが私にとっても要望だったわけです。本当に、国との法律の絡みもあって、市だけでどれだけできるのだと、そして、これだけ土地がある中でどこまでやれるのだと、どうしてもそういう話になってしまうと思うのですが、やはり、できる範囲のことをやってほしいということがあったので、それを含めて、最後にまたちょっと要望したかったので、何点かだけ、あり、なしだけでいいので簡単にお答えいただきたいのですが、水資源として利用可能な土地の中で、外国資本によって買収されている土地というのが現在発生しているかどうか、お答えいただけますか。

○（水道）浄水センター所長

現在のところ、土地の売買等のお話はまだ来てございません。

○成田（祐）委員

もう一点、浄水場に視点を移して質問したいと思います。

浄水場より上部の部分の土地というのは、以前の質問では大半が国有林だという話をお伺いしていたのですが、実際、取水するのにどれぐらい上部の部分まで影響があるのか。例えば、さすがに真横は影響がないし、下流に何か工場を建つとなっても影響がないと思うのですが、上部に関してはどの程度の幅、30度とか60度とか、若しくは、

上流は何キロメートルぐらい先まで、本当に山のとっぺんまで影響があるのか、それとも2キロメートルなのか5キロメートルなのか、そういったような影響が出る範囲というのはどのように決められているというか、考えられていますか。

○（水道）浄水センター所長

水資源開発が行われた場合に影響が出る範囲ということだと思のですが、水源の集水区域につきましては、影響を及ぼすおそれのある範囲ということで、先ほど次長が述べたように、115平方キロメートルぐらいは影響のある地域と認識してございます。

○成田（祐）委員

これもある、なしでお答えいただいているのですが、改めて、浄水場の上流部に今言った範囲の中では、現在、小樽市内では民有地、要は売却のおそれのある土地はないという確認で大丈夫でしょうか。

○（水道）浄水センター所長

今、申しましたように、集水区域面積というのは約115平方キロメートルございますが、いわゆる民有林は、その中で約42.2平方キロメートルでございます。率にしますと約37パーセントとなっておりますが、民有林の約90パーセントが水源涵養保安林ということで指定されてございますので、立木の伐採や土地の形質を変更することについては制限されてございます。

○成田（祐）委員

今言った37パーセントの部分には市外の土地は入っていないと、その範囲に関しては、全部市内と考えてよろしいのですか。

○水道局次長

今、小樽市水道局で取水している土地のすべてのトータルで言っていますので、赤井川村の余市川からも取水しているということで、それも含めての集水区域面積の部分です。

○成田（祐）委員

余市川も含めた小樽市外の民有地も含めて、こういった、特に水資源に関する水道の取水に関するものを考えていかなければならないという御時勢になってしまった部分で、今後、赤井川村であるとか余市町であるとか、そういった他の自治体とも、やはり、水に関する情報交換、土地の売買、買収、外国資本の開発というのを、これは情報交換して調査していかなければならないと非常に思うのですね。

先ほど、私は、外国資本の土地購入というふうに質問させていただきましたが、外国資本が国内の会社の名前を使って土地を買うといったことも今は普通に行われているわけで、実際は何が本当の国内の企業なのか、実態は海外の企業なのか、そういったものも含めて、今後、自治体間でぜひそういった水資源にかかわる話合いと研究、調査を小樽市としても進めていただければと思うのですが、最後にお答えいただけますでしょうか。

○水道局次長

やはり、水道局は、飲み水という部分で安全で安心な水を確保するという事は非常に大事なことです。今、土地の買収ということでも問題になっていますけれども、飲み水がきちんとした飲めるものかどうか、汚染されていないとか、そういう面でも我々はきちんと監視をしていかなければならないですし、今までもやっています。土地の確保については奥沢水源池という古い水道の貯水池がありますけれども、そこについては、昔の人は先見の明があって、民有地については土地を買ってきたという経緯があります。

そういういろいろ施策は打っていかねばならないですけれども、その前に、今、いろいろな動きがございますから、小樽市だけで考えるのではなくて、周辺の自治体の意見とか、又は国の動きとか情報を収集し、注視しながら安全で安心な水の確保に努めていきたいと思えます。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 45 分

再開 午後 3 時 15 分

○委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○古沢委員

継続審査中の案件であります陳情第 1 号、第 246 号、第 644 号、第 1143 号、第 1154 号、第 1167 号及び第 1173 号についてであります。いずれも願意妥当、従来からその趣旨については、再三、討論で説明を申し上げております。よって、採択を主張するものであります。

なお、詳しくは今期議会、つまり 4 年間の最終日に当たる 14 日、本会議において改めて述べさせていただきます。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 1 号、第 246 号、第 644 号、第 1143 号、第 1154 号、第 1167 号及び第 1173 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、今任期で小樽市議会を離れる委員の方々から、せつかくの機会でございますし、時間も早めに終わっておりますので、長々とは必要ありませんが、思いを言っていただければなというふうに委員長が思っております。時間を設けさせていただきました。一言、それぞれごあいさつをお願いしたいと思います。

まず初めに、井川副委員長、お願いします。

○井川委員

大変、皆様方にはお世話になりました。

顧みますと、私は、本当に幸せな議員生活を送れたと。それも、ひとえに理事者の皆様方の温かい御支援のためものと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

最初は経済、そして厚生、総務だけ私は経験がなかったのですけれども、最後に建設常任委員になって、高橋委員長のもとで副委員長をさせていただきました。大変微力で、本当に足手まといになったかと思っておりますけれども、初めて建設常任委員会で勉強会を開きまして、条例も、次期の皆様方にお渡しできるという勉強会もさせていただきました。

私は、普通のサラリーマンが定年を過ぎた年齢で議員をさせていただきました。これも、本当に、皆さん、絶対入らないだろう、落ちるだろうと、そういう年齢で私は議員になったものですから、先はもう見えていました。本当に、私は、人間は一生勉強することなのだなど、そして、私のモットーは、決して少しぐらい熱があっても休まない、迷惑はかけない、そういう執念でやってきましたけれども、やはり、もう賞味期限がそろそろ切れてまいりました。少し賞味期限が残っているうちに、自分でやりたいこと、それから、もう少し、平均寿命でいったらあと10年は生きられるかなと、そういう年齢でございますので、10年間、自分の人生を少し充実させて、今まで培った議員としてのいろいろな知恵を出し合って、市民のためにも町会のためにもまた頑張っていきたいと思っております。

市民のためにいい議員は、理事者にとってはいい議員ではないと、私もしみじみと思うことがしばしばありました。そんなわけで、ずいぶん理事者の皆様方には御無理を言ってきましたけれども、それもすべて通ってきたような、大変わがままな私を支えていただきまして、心から感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○委員長

次に、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

4年前に初めて市議会議員にさせていただき、議員バッジをつけさせていただき、この2年間は建設常任委員会でお世話になり、ありがとうございます。議員として、この4年間、何もわからずというか、勉強することが一つは議員の私の仕事ということであり、そこからなかなか余力を持ってその先に進むことができないというのも事実でありましたけれども、新しいものに触れさせていただく機会をいただき、それがまた勉強になり、経験となってきたわけでございます。

しかしながら、今、この場に及んで心残りであるのは、市議会議員としてもうちちょっと経験や能力があれば、皆さん方と、できる、できないという議論ではなくて、どうすればできるかという議論をうちちょっと活発に展開できたのではないかなと、それが、今、私が残念に思っているところであります。

私は、市議会議員という職をさせていただいて、今度はまた違う立場でこの4月の選挙に臨ませていただくことになります。できれば、また違う立場で、皆さんとともにこの小樽をいいまちにしていくお手伝いできればと思います。そうなったときには、またひとつ、皆様方にかわいがっていただき、ともに小樽のまちをいいまちにつくっていききたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

4年間、どうもお世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

○委員長

次に、古沢委員、お願いします。

○古沢委員

少しの時間をいただき、そのせいで経常任委員会に建設常任委員会が勝つという記録的な事実が破れたら御勘弁ください。

12年たちました。JR線をまたいで船見坂に人道橋、歩道橋が設置されています。これをめぐって、当時、議員になりたての私は、当時の松村土木部長と、いつ、この歩道橋を設置するのかということで、この場所で議論をしました。お互いに頑固者ですから、なかなか聞かない。さすがに大人の松村部長は、最後に2年間かしてほしいというふうに御答弁されました。約束どおり、あの歩道橋ができたわけです。そのときの感動をまず思い起こします。

次に、これも若干手柄話風になりますが、私が小樽市の条例違反だと指摘したにもかかわらず、是正されることなく設置されてしまった旧マイカルの大型観覧車、これも、所管で言えば建設常任委員会と言ってもいいのではないかと思います。これを見上げるにつけ、特別な思いがよぎります。同時に、ここの土地に関連して思えば、法務局に通って2万円近くつぎ込んだのでしょうか、土地という土地、建物という建物の登記簿をとって、その中身を

全部チェックして、唯一、今パチンコ店が建っている土地、これが、あの再開発の最後の処分で、換地処分が終わった後に、政策投資銀行の抵当権がつけ替えになる。この 1 筆の土地だけが当時の旧マイカル、OBC の固定資産税の滞納繰越分の一部に優先する、保全措置を講じなさいと。このときには、市長、副市長もわかりましたと言いませんでした。しかし、札幌からパチンコ大手が入ってくるという情報が入ったのでしょう。その年の秋口に差押えを小樽市は入れました。年が明けて、すぐあの土地が売れたわけです。保全措置を講じていなければ、そっくり政策投資銀行に優先権があって持っていかれるところでした。優先していた固定資産税はおよそ 1 億 3,000 万円です。この年の滞納繰越分の収入歩合を参考までに時間があれば見ていただきたいと思いますが、その前後から比べて異常にはね上がっています。

小樽市の場合は、固定資産税を除けば、他の税で言えば、税の現場で頑張っている職員はどんな市町村にも負けていません。収納率が低いという問題が時々議論になりますが、固定資産税、マイカル問題という特殊要素を除けば、他の問題では税の収納率は頑張っているという評価に値する役所です。

ですから、私は、建設常任委員会でありながら、この 1 億 3,000 万円問題についても取り上げましたし、そして、同時に、職員が頑張っているということ、税務の皆さんが頑張っているという応援団を勝手に立ち上げて、一人で、他の会派の皆さんが収納率の問題を問題にするときに、私は応援団の役割を担ってきました。1 億 3,000 万円ですから、12 年間に私に支払われた議員報酬を差し引けばおつりが来ると思います。私は、そういう意味で言えば、むだではなかった、私を送り込んでくれた有権者にそう言って誇って帰ることができるというふうに思います。

それから、ラブホテルの規制条例制定をめぐる、発端は地域住民の声でした。しかし、この制定実現に向けて頑張っていた事務方の皆さん、所管の課長をはじめ、皆さん方の努力、やはり、プロ集団だなというふうに思いました。これがなければ、小樽のラブホテル規制条例、これは他の自治体が持っているラブホテル規制条例と比べても遜色がないというか、一步先に行く規制条例だと言ってもいいと私は思っておりますが、そういう御苦勞をかけたことにも思いが及びます。

さらには、除排雪や道路側溝の改良など、その都度その都度、数多くの御苦勞をかけてまいりました。職務の枠を超えて、心から感謝をしています。

議員活動の振出し、そして最後が建設常任委員会に所属するというのが、これは私にとっては大きな幸せでした。それは、幸せだと思えるような形で、今、去ることができるからなのです。先ほど、井川副委員長がおっしゃいましたけれども、このおよそ 1 年間、今度は住宅助成リフォーム問題で委員会として勉強会を立ち上げよう、できれば委員会として制度条例提案に持っていきたい、そういう目的で会派を超えて常任委員会に所属する委員全員で勉強会を重ねてきました。

残念ながら、時間が足りなくて次期議会で実現の運びになるかと思っておりますけれども、こうして力を合わせて取り組むという心地よさといいますか、会派間が競い合うとかぶつかり合うとか、そういうことではなくて、一緒に取り組む心地よさというものを味わうことができたのは、この建設常任委員会の終盤に実感したことであります。私の会派内においてさえ、この建設常任委員会のチームワークについては羨望的でありました。高橋委員長を中心とした建設常任委員会は、文字どおり今期議会終盤にチームワークを発揮することができる委員会に、うがった言い方をすれば成長することが委員長の下でできたのではないかというふうに思います。

建設部長、水道局長をはじめ、理事者、職員の皆さんと楽しい時間を共有することができました。ときには、苦しい時間もあったかと思っております。お礼を申し上げたいと思っております。

ありがとうございました。（拍手）

○委員長

それでは次に、この 3 月末をもって退職される理事者の方がお一人いらっしゃいます。ごあいさつをお願いしたいと思います。

(理事者あいさつ)

○委員長

それでは、散会に当たりまして、私のほうからも、一言、ごあいさつを申し上げたいと思います。

振り返りますと、2年前に建設常任委員会の委員長として就任をさせていただきました。通常であれば4年の方が多いのですが、この2年間、いろいろな意味で皆さんに勉強させていただきましたし、委員長の責務としまして、井川副委員長、そして、水道局長、建設部長以下、理事者の皆さんにも本当にお世話になって、いろいろな意味で充実した委員会運営ができたのかなというふうに自負をしております。2年間という期間ですけれども、私は、決して短い期間ではなくて、本当に充実した建設常任委員会だったなというふうに、今振り返りますと、感想を持っている次第でございます。

やはり、一番印象に強いのは、井川副委員長、そして古沢委員も言われましたけれども、この建設常任委員会として、各会派を超えて全会一致で勉強会をやりたい、住宅リフォーム、エコリフォームの助成制度について勉強会をやろうやという話で全会一致になったところが本当に印象的に残っております。

私ども議員としてはいろいろな会のお話をするわけですが、必ず言われることは、国会でいろいろな党がけんかをしている、足を引っ張りあっている。国民目線でなぜやってくれないのかという話をよく伺います。小樽市議会にあっては、何とか、市民のためにみんなが全会一致でできるものはないのだろうかというふうに思っております。そういう意味では、本来の小樽市議会の姿、一面だったのかなというふうに思っております。

そういう意味では、先輩議員にも聞きましたが、常任委員会で勉強会を開いて、そして、条例までつくろうではないかというところまで、まだ道半ばですけれども、こういう形になったというのは恐らく初めてだろうというふうに言われました。私は、一常任委員会としても、いろいろ変えることができる、若しくは、つくることができるということが実感できた、そういう1年間だったなというふうに今思っております。

いずれにしても、これは引継ぎということで引継書をきちんと作りまして、今日の理事会で各委員に了承をいただいて議長にも報告しましたけれども、ぜひ、これは次の議会の中で何としても形にさせていただきたいなというふうに思っていますし、私も、建設常任委員会に入れるかどうかわかりませんが、どういう立場になっても、これについては最後までかかわっていきたいというふうに思っておりますので、理事者の皆様には、予告編ということで受け取っていただければありがたいなというふうに思っております。

最後になりますけれども、各委員の皆さんからのごあいさつは、本当に胸にしみるそれぞれのごあいさつでございました。私どもは、議員という立場で4年に一度は必ずある選挙でございます。引き続き議員を目指す方は、ぜひ、またこちらに戻っていただいて、自分も含めて小樽市民のためにしっかり頑張っていきたい、そういうふうに思いますし、理事者の皆さんにあっては、健康に十分留意されて、また、お互いに活発な議論ができるようお願いしたいと思います。

簡単でございますけれども、委員長の今期最後のごあいさつということで、ごあいさつをさせていただきました。本当にお世話になりました。

ありがとうございます。(拍手)

本日は、これをもって散会いたします。